

平成29年度通常総会

開催

5月23日、関内ホール小ホールにて当会の通常総会が開催された。議案の審議に先立ち、日弁連前副会長の木村保夫会員による日弁連会務報告が行われた。

1 会長所信表明

延命政之会長から、5名の副会長の紹介及び所信表明がなされた。延命会長は、弁護士会の存在意義や自治の目的は県民・市民の人権擁護にあるとし、昨年度の会名変更によって、弁護士会が市民、県民に開かれたものにするのを改めて確認するとともに、人権擁護活動の一層の充実を図りたいとの決意を述べた。

一例として、超高齢社会に対応する権利擁護センターとしての「成年後見センター（仮称）」の今年度中の設立を目指すことが述べられた。

また、会員との関係では、法曹人口の急増に伴い、若手弁護士がOJT

2 会務報告等

総会の議長に前々年度会長の竹森裕子会員、副議長に同年度筆頭副会長の佐藤正幸会員が指名された後、河合秀樹副会長から新入会員及び退会者の報告がなされた。

前年度通常総会翌日から本総会までに、入会者111名、退会者54名、弁護士法人の入会7件、退会2件があり、当会会員数は、本総会日現在で、1595名（うち、外国特別会員数3名）、法人会員は60法人となった。

続いて、前年度筆頭副会長の高橋健一郎会員から、一般会務報告が行われた。前年度の主な活動として、会名変更に伴う行事、広報活動、若手支援・会務活性化に向けた委員会出席のための交通費の支給、顔写真付きの会員名簿の発行等が紹介された。

所信表明をする延命会長

委員会報告では、まず、非弁護士取締役委員会委員長の森和雄会員から、活動の報告とともに、注目を浴びない委員会の活動

にも目を向けてほしいとの要望がなされた。

次に、刑事弁護センター運営委員会委員長の金谷達成会員から、今年11月に開催される第14回国選シンポジウムの広報がなされた。金谷会員は、横浜での開催は平成5年の第4回シンポジウム以来24年ぶりの開催でもあり、多くの会員に出席してほしいと呼びかけた。

最後に、人材育成支援委員会委員長の木村良二会員から、活動の実績として、司法試験予備試験審査委員に左部明宏会員を、司法研修所の刑事弁護教官に金谷達成会員を、日弁連事務次長に二川裕之会員を推薦し、それぞれ選任され、活躍していること、この10年で神奈川県内の自治体を含む全国の自治体で、任期付公務員として勤務する弁護士が飛躍的に増加したことが報告された。また、同委員会は、当会から最高裁判事を送り出すことを大きな目標として活動していることが述べられた。

3 第1号議案 第3号議案

第1号議案として、「平成28年度（一般会計・特別会計）収支決算承認の件」、第2号議案として、

4 第4号議案

第4号議案として、「業務上の預り金の取扱いに関する会規（会規第26号）

「平成29年度（一般会計・特別会計）予算の件」、第3号議案として、「平成30年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算の件が上程された。司法改革関連特別基金の取扱い、成年後見センター（仮称）の予算化の適否や関東十県会との距離・活動のあり方などを巡って質疑応答が交わされたが、いずれも圧倒的多数で可決承認された。

5 第5号議案

第5号議案として、「綱紀委員会委員選任の件」が審議され、圧倒的多数で可決された。

6 第6号議案

第6号議案として、「立憲主義の回復と人権尊重の社会をめざす総会決議」が上程された。

提案の理由は、今日、立憲主義が破壊され、憲法が軽視されているという危機的な状況があり、また、我々の身近で様々な人権侵害の問題が起きている中、日本国憲法施行70年にあたり、改めて、憲法の意義を再確認し、立憲主義の回復と人権の尊重される社会を目指すというものであった。

原案に対しては、人権侵害の例として列举された問題のひとつひとつが慎重に議論されるべきテーマであり、総会において決議することに馴染まないという意見や、一部表現が不適切であるという意見があり、2つの修正動議が提出された。

修正動議、原案の順に採決が行われたが、いずれも可決要件である過半数に達しなかったため、本議案は否決された。

審議が全て終了した後、延命会長から、前年度の会長・副会長及び各支部長に対し、各々に対する業績紹介を盛り込んだ、心のこもった感謝状が贈呈された。

（会員 滝島 広子）

感謝状が現会長から三浦前会長に贈呈された



神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

日常に小さな喜びを見つけることができないかと思い、ふとしたきっかけからカメラを始めてみた。とはいえ、メカものには知識もさほどの関心もない▼全自動で面倒抜き、手っ取り早い写真が撮りたいと知人のプロカメラマンに身勝手な相談をすると、現代はそんな都合の良い商品が比較的安価であるとのこと。お勧めに従い、取り換え用ズームレンズ付きのキットを購入してみた▼花や小物などの接写にはそれしかない楽しみもあると思うが、難易度も高そうなのでいきなりパス。自然風景は自然のあるところに行かねばならず、日常ではないのでこれもパス。そこでとりあえず近所にいる犬や猫など動物撮影から始めてみると、動きがあつてなかなか楽しい▼連写モードで撮っていれば、ピンボケ写真ばかりの中、極まれに当たりの写真があり、小さな喜びを味わえる▼難点は、たとえ飼主さんの了解を得たとしても、散歩中の犬に高速連写をかけると怪しい人と思われること、猫はそもそも見つけるのに苦労すること▼秋になり時間が出来たら、写真教室に行つて基礎を学んでみようかなと考えたりするの、日常の中の小さな喜びになつている。

（三橋 潔）

遺言・相続に関する セミナー&相談会

定員を超える市民が参加

5月16日、当
会会館で「遺言・
相続に関するセ
ミナー&相談会
(無料)」が行わ
れた。東京地方
税理士会所属清
水友和税理士と
当会の佐藤睦巳
会員が講師を務
めた。清水税理
士からは「知っ
ておきたい相続
税の知識」、佐
藤会員からは
「役立つ相続の

法的知識」というテーマ
で、生前から取り得る対
策に触れつつ、それぞれ
45分程度のコンパクトな
講演が行われた。
当会では近年、4月15
日(よい、遺言)、11月
15日(いい、遺言)の遺
言の日になんで、春と
秋の2回、今回と同様の
セミナーを行ってきた。
今回も定員50名を超える
57名の市民に参加してい
ただき、無料相談会も、
急きよ追加枠を設ける程
の盛況振りであった。

(会員 小平 展洋)

メール受信時に注意す
べきことの筆頭は、メー
ルを介してのウイルス感
染です。ウイルスに感染
すると、パソコンの動作
停止・低下、ファイルの
削除・改竄、データの流
出、不正アクセスの「踏
み台」にされる、など様々
な信用問題となつてしま
います。

メールを介してのウイ
ルス感染の経路は、大き
く①添付ファイルを開く
ことによる感染と②本文
中のリンク等からの感
染の二つに分けられま
す。
メールにファイルを添
付してやり取りするのは
非常に便利ですが、不正
な添付ファイルを開くこ
とでウイルスに感染して
しまうことがあります。
拡張子が、exeや、z
ipのファイルには特に
注意が必要ですが、ファ
イルの拡張子を偽装した
り、マクロによりウイル
ス感染させるファイルも
ありますので、ワードや
エクセル(のように見え
る)ファイルであっても
油断はできません。
添付ファイルからでな
く、メール本文中に記載
されているリンクのURL
をクリックすることで
ウイルスに感染するケー
スもあります。無警戒に



情報セキュリティを考えるを はじめましょう

その5 メールのセキュリティ編～受信の場面～

本文中のリンクを踏むの
は危険です。また、HT
ML形式のメールの場合
には、リンクをクリック
しなくても、メールを開
いただけでウイルスに感
染してしまうことがあり
ます。予防のためには、
メールを全てテキスト形
式で受け取るようにメー
ルソフトの設定を変更し
ておくの良いでしょう。
これらのウイルス感染
を防ぐためには、不審な
メールや添付ファイルを
不用意に開かないのが一
番です。送り主の身元が
確かではないメールや怪
しい添付ファイルには手
を付けず、そのまま削除
してしまいましょう。
言うまでもないことで
すが、メールのウイルス
チェックもできるセキュ
リティソフトをインスト
ールし、常に最新の状態
にしておくようにしてく
ださい。

(会員 黒江 卓郎)



- ・メールを開くだけでウイルスに感染すること。
- ・覚えのないメール、怪しい添付ファイルは開かない。
- ・セキュリティソフトを導入し、最新の状態に保つ。

憲法施行70年記念 連続講座 第1回

内心の自由と共謀罪

5月30日、憲法施行70
年記念連続講座(全6回)
の第1回講演「内心の自
由と共謀罪」(講師 日
弁連共謀罪法案対策本部
副本部長海渡雄一弁護
士)が開催された。共謀
罪が国会審議中というこ
ともあり、市民の関心は
高く、開港記念会館講堂
の1階席はほぼ埋まった
(参加者2300名)。

冒頭では、当
会刑事法制委員
会の桑野庸司会
員より、憲法の
基礎知識を確認
する講演が行わ
れた。共謀罪に
関連する憲法19
条、31条以下を
中心に、立憲主
義にまで遡った

分かりやすい説明がなさ
れた。民主主義が単なる
多数決ではなく、少数者
の人権保障を要請するも
のであることを改めて確
認した。
続いて登壇した海渡弁
護士が特に強調したの
は、共謀罪が、表現の自
由に対して萎縮的な効果
を及ぼすこと、国民が政
府に異議申立てをするこ
とをためらわせるもので
あることに最も大きな問
題があるという点である。
また、共謀罪がこれま
でも議案提出されながら
廃案等に追い込まれてき
た経緯、にもかかわらず
再度議案提出されたもの
が従前の議論を踏まえて
も極めて不十分なもので
あること(適用範囲が広

(会員 飛田 憲一)

『労働事件経験交流会』に ご参加ください

人権擁護委員会では、
して、5月から、『労働
事件経験交流会』(全4
回)を開催する。

積極的な質疑応答がなされた

この経
験交流会
は、1年
間に4
回、テ
マ毎に開
催し、主
に若手会
員を対象
として、
労働事件
の事例報
告及び実務のポイント
をわかりやすく解説した。
当日は多数の会員が参
加し、会場には熱気が溢
れていた。また、参加者
からも、法的手段選択の
悩みや収集すべき証拠、
期日進行における注意点
等、積極的に質問がなさ
れた。こうしたやりとり
を通じて、自己研鑽を図
る貴重な機会になったと
感じている。

(会員 松本 育子)

なくそう。暴力団による被害



暴力団被害 無料電話・来所相談会

5月19日、当会会館において「暴力団被害無料電話・来所相談会」が神奈川県警察、(公財)神奈川県暴力追放推進センターと当会の三者の共催で行われた。

三者は暴力団等の反社会的勢力の民事介入暴力事件の対応について連携して活動しており、本相談会もその連携の一環として実施された。

この相談会は今年で4回目となるが、2年前の六代目山口組の分裂、更に先日の神戸山口組の分裂報道等、県民の不安が高まっていることもあり、多くの相談が寄せられることが予想された。



会館に詰めて電話や来所した相談者に対応した。午前10時に早速相談者が来館する等順調に滑り出し、昼のテレビやラジオのニュースで相談会が取り上げられると、電話、来所共に多くの相談が寄せられ、結果的には過去最高の相談数を記録した。

相談の中には実際に反社会的勢力から不当要求を受けた事案等があり、まだまだ表に現れていない被害事例があることをうかがわれた。

三者は今回の相談会が盛況となったことを受け、暴力団等からの被害の根絶に向けて今後も相談会をはじめとした地道な努力を協力して行う方針を改めて確認した。

過去最高の相談数

相談会は午前10時から午後6時まで実施され、共催する三者の担当者が

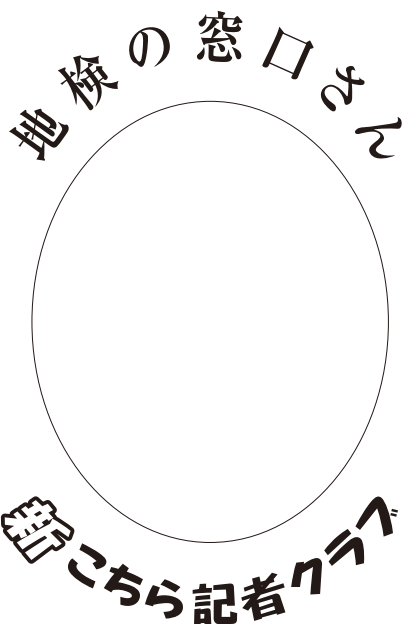
(会員 佐藤 裕)

え、受付に着くまでに担当者と呼ぶようにしているとい

はいられなかった。入社3年目の私といえば、

横浜地検の窓口といえば、受付に座る警備員の永野健二さん(70)だ。地検には事件の当事者や関係者、警察官、弁護士と日々さまざまな立場の人が訪れる。永野さんはそのほとんどを覚えていたのだという。

4月に司法担当になって間もなく、まだ2度目の訪問で受付を訪ねると、「広報官、すぐ降りてくるって」と言われた。「私が誰か分かるんですか」と驚けば、「毎日の、確か国本さんでしょ」と笑顔で一言。玄関口への外階段を上ってくる姿を見て、担当者と呼んでくれたのだ。訪問者が受付で待たずに済むように、出来るだけ人の顔を覚



う。定年して7年目。以前は営業職だったという。変わらぬ仕事への姿勢を尊敬せずに

仕事に慣れが出てきたころだ。以前は取材中、気になったことがあればとことん聞き

込んでいたが、今は文字にはならないだろうと飲み込むことも。いつの間にか手を抜くことを覚えてしまった。そんな姿勢に、活を入れられた。永野さんに人を感じるコツを聞くと、「その人に関心を持つこと」だという。見た目の特徴、歩き方、しぐさ、話し方……。「関心を持った方が楽しいからね。ちなみに、私の覚え方は「つけまつげがない」だという。

(毎日新聞横浜支局 国本 愛)

日程、日程、また日程

副会長 徳久 京子

本稿のタイトルは「理てやらねばならないこと」の一件に、次年度の総会や常議員会、理事者会の日程決めがある。選挙が次年度理事者に決まっ

ら送られてくるのが、

関係連と日弁連の次年度日程である。副会長はあまり関係ないが、会長は、毎月の日弁

理事者室 だより

連・関係連の理事会に出席するので、その日程を避けて当会の日程を決めなければならない。

そして、総会日程は、

招集通知の発送日、総会議案を諮る常議員会開催日、その常議員会の開催通知を発送する直前の理事者会、事務局が常議員会や総会資料を作成する日数といった開催までの手続を考慮しつつ、出席必須の方々、常議員会であれば議長・副議長(になると予想される人)、通常総会であれば議長・副議長、前期(その時点では当期)執行部(会務報告、決算報告がある)、監事、同じ日に開催される日弁連や協同組合の役員といったメンバーの日

程も確認して決めなければならぬ。もう一つ4月特有の日程として、挨拶まわりと第一回委員会の出席がある。裁判所、検察庁、県庁、裁判所(支部含む)所在地市役所、マスコミなどを理事者全員で訪問するのだが、先方の都合もあるので事務局が理事者全員の予定を預かって調整する。

並行して自分の担当委員会の日程を押し込んだころには、3月も下旬となり、若干の疲労感とともに新米理事者は理事者室に入るのである。しかし、ここまでは平穩な日々であったことを、新米理事者はまだ知らないのであった。

「常議員会では 貝よりイルカ」

(中尾作：岩にへばりつかずに賢く自由に泳ぐことのたとえ)

会員 中尾 容子 (新61期)

先輩・後輩の誤解・誤記(?)により、常議員選挙でトップ当選を果たしました中尾です。当会の更なる発展と飛躍の一助となるべく、粉骨砕身する所存です。弁護士登録してはや9年目。初めて常議員会という場に臨んで驚いたことは、膨大な数にのぼる上程事項について、修

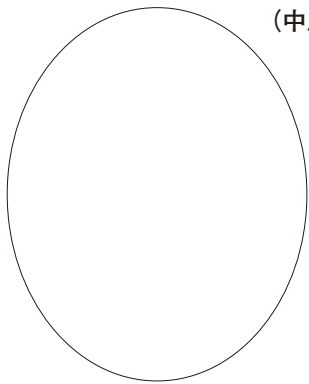
習期、年齢、立場の枠を超え、自由闊達な熱い議論が交わされていることです。感動しました。

一例を挙げると、先日共謀罪法案に関する会長声明の内容検討の議題の際、そもそも弁護士会として声明を出すべきか否かという前提問題に立ち戻った法律論戦が繰り広げられました。その内容は、これまで会務を受け身でしか捉えず、会議で貝のように押し黙ってきた身としては、そこから!と新鮮な衝撃を覚えるものでした。

一方で、別の議題で慣例を踏襲するという結論に至った経緯において、本来なされて然るべき議論がなされていないので

私は胸を張れるものといえ、年齢不詳のこの美貌(?)と体力くらいですが、私のモットーとする「訴訟活動では論より証拠」、「カラオケでは歌よりダンス」に加え、「常議員会では貝よりイルカ」を旨として、持てる知恵と情熱を総動員して邁進していこうと、熱く決意した次第です。

常議員会
の い ま



勝負の厳しさを実感する

将棋指導対局会

5月13日、当会会館にて、プロ棋士による将棋指導対局会が行われた。島朗九段、飯塚祐紀七段、甲斐智美女流五段、そして鈴木環那女流二段という豪華なプロ棋士の方々に指導役として迎え、11名の参加者が指導を受けた。

角との2枚落ちでプロに勝ったことがあるので、飛車落ちで何とか勝てないものかと考え、プロ棋士の方々にすべて飛車落ちをお願いした。

第1局目と第2局目は飯塚七段にご指導いただき、中盤までは定跡に従い、うまく指せているように感じたが、途中で定跡を忘れたこともあってミスが続き、あえなく連敗を喫した。中途半端な知識は、あまり役に立たないものだと感じた。

第3局目は、島九段が相手。こちらの攻めがはまり、相手玉を詰ませるまであと数手ほどに至った。しかし、ここでもミスを犯したため、相手玉に入玉(王将が敵陣にまで入りこむこと。詰ませ

筆者自身の対局を振り返りたい。以前、飛車と

前列左から島九段、鈴木女流二段、甲斐女流五段、飯塚七段
(後列左端が3連敗で不機嫌な筆者)

ることは困難になる場合が多い。)を許し、逆に白玉が詰まされるという大逆転負けに。ここで、会場が使用できる残り時間が少なくなったため、筆者の指導対局は3連敗にて終了。

対局後に、島九段から最善手をご指摘いただいた。天を仰ぎながら、さすがプロは相手のミスを見逃してくれないものだと感じ入るとともに、小さいころより「ツメが甘い」と言われ続けてきたことを思い出して我が身を呪う結果であった。

周囲を見れば、プロ棋士を相手に堂々とした指し回しで勝つ参加者もあり、その様子を眺めるのも、たいへん勉強となった。

指導対局会の終了後は中華街にてプロ棋士の方々を囲んで、いま注目を集めている藤井聡四段の話題等で盛り上がり、懇親を深めた。

本指導対局会は当会の恒例行事とのことだが、筆者は初めての参加だった。今回の経験を生かし、棋力向上のため日々精進しつつ、来年以降も積極的に参加したい。

また、大雨のなかお越しくださったプロ棋士の方々には、心より感謝申し上げます。

(会員 山口 陽)

委員会活動紹介

2

弁護士業務改革委員会

弁護士業務改革委員会は、弁護士業務を拡充強化するための調査、研究及び対策を実施する目的で設置された委員会である。

弁護士の伝統的な業務スタイルは、訴訟事件ごと法律事務を受任する形を取っていたため、訴

訟事件の受任の波が事務所経営に影響しやすく、事務所経営が安定しないという問題があった。そこで、事務所経営を安定

させるためにはどのような方策があるのか、訴訟事件以外に弁護士が活躍できる場面はないか、といった問題が、伝統的に弁護士業務には内在していた。このような問題意識を前提に、当委員会はい

現在、行政部会、夢実践部会、中小企業支援センター部会の3つの部会を構成して、弁護士業務に関する調査研究等を行っている。

行政部会は、自治体の多様な法的ニーズに積極的かつ的確に対応し、自治体と弁護士の連携を促進することを目的としており、近年は主に神奈川県内の各自治体の債権管理回収業務の受託を行っている。

夢実践部会は、平成23年に横浜で開催された日弁連の弁護士業務改革シンポジウムをき

業革！色々考えてますよ

かけに、若手弁護士が弁護士の仕事の多様性と発展性、そして将来の事業展開を模索する活動をしている。具体的には、部会内勉強会や講演会等を企画して、若手弁護士の夢の実践のために必要なスキルアップの在り方も研究している。

中小企業支援センター部会では、中小企業の抱えるあらゆるニーズに応えるべく、中小企業の国内活動、海外取引活動をアシストできるような人材養成の

研修会等を立案実行している。近年では特定調停のスキームを使った事業再生に関するセミナーを企画したり、英文契約書の作成に関する実務セミナーを企画したりしている。

更に、本年度は中小法律事務所の経営の在り方を研究する部会も立ち上げる予定である。弁護士は経営者側もアソシエイト側も、1日の内の約3分の1は事務所で過ごす。物心ともに豊かな事務所経営の在り方を研究したい。

(委員長 安藤 肇)

私のホビー

「箱庭」に魅せられて

会員 千歳 博信

熱帯魚の飼育を始めたのは、小学生のころだった。何度か中断期間もあったが、未だに飽きもせず飼育を続けている。

た。あれから30年余り。何度か中断期間もあったが、未だに飽きもせず飼育を続けている。

熱帯魚飼育と一口にいっても、その楽しみ方は十人十色である。珍しい魚を集めることに熱中するマニアもいれば、繁殖を繰り返して、より美しい系統の魚を生み出すことに熱中するマニアもいる。



よく見るとエビもいます

エビについて、専門店すらあ

筆者も色々なものに手を出した歴史がある。例えば「グッピー」は、熱帯魚に手を出したマニアであれば、必ず一度は通る道であると思われるが、筆者も、美しい色や体型のグッピーを作出するために、稚魚の選別作業に試行錯誤していた時代があった。砂を噛むような作業であるが、少なくとも司法試験の勉強ほどの苦痛ではなく、水槽を眺めては嬉々として作業に没頭していた。

ただ大型魚だけは手を出さなかった。大型の水槽を設置するスペースがなかったからである。現在の飼育状況であるが、原点回帰を果たし、小さな水槽に水草を繁茂させ、そこに熱帯魚を群泳させて楽しんでいる。子どもがいたずらをするので、整然とした美しい水槽を維持することはできないが、水槽にかじりついて、ああだこうだ言っている我が子を見ると、血は争えないなど感じる。

いわゆるマニアの世界のご多分に漏れず、熱帯魚飼育でも、専門店に行くと、実に高額な、しかし効果が必ずしも保証されていない商品が売られている。普段依頼者に怪しい商品には手を出すと指導

味わうことができる。最近通信販売も発達している。まずはインテリアの一つとして、熱帯魚を飼育してみたいかであろうか。

編集後記

まさか自分が熱帯魚飼育について原稿を書くとは考えてもいませんでした。

日本は地震国です。で、これから熱帯魚飼育を始める方は、地震の揺れ対策と漏電対策を万全にしてください。

デスク 千歳 博信
記者 奥園龍太郎

越川 純哉
三橋 潔
滝島 広子
山口 陽